

「デイサービス 和花」 指定通所介護事業 運営規程

（事業所の目的）

第一条 この規程は、株式会社調和(以下「本社」という)が開設する「デイサービス和花」指定通所介護事業(以下「事業所」という)が行なう指定通所介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、準看護師等の「看護職員」、介護職員(以下「通所介護従事者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、更に利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びにその家庭の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、介護その他必要な援助を行なう。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第三条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1、名称 デイサービス和花 指定通所介護事業所
- 2、所在地 滋賀県草津市上笠二丁目 5 番 8 号

（職員の種類、員数、及び職務の内容）

第四条 1、管理者 1 名

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を行なう。

生活相談員 1 名以上

看護師 1 名以上

機能訓練指導員 1 名以上

介護職員 5 名以上

通所介護従事員は、指定通所介護事業の業務にあたる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護事業の利用の申込にかかる整理、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、又、他従事者と協力をして通所介護計画の作成等を行なう。

（営業日及び営業日）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1、営業日 月曜～土曜日(但し、12 月 30 日～1 月 3 日を除く)

2、営業時間 (サービス提供時間)午前 9 時 30 分から午後 4 時 40 分までとする。

（指定通所介護事業の利用人員）

第六条 事業所の利用定員は、一日 35 名とする。

(指定通所介護事業の内容)

第七条

一、身体に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア、排泄の介助

イ、移動、移乗の介助

ウ、機能訓練の指導、介助

二、入浴に関すること

家庭において入浴する事が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア、衣類の着脱の介助

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な入浴の介助

三、食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア、準備、後始末の介助

イ、食事摂取の介助

ウ、その他必要な食事の介助

四、アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送る事ができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービスを行なう。又、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア、レクリエーション

イ、グループワーク

ウ、行事的活動

エ、体操

オ、休養（養護）

五、送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア、移動・移乗動作の介助

イ、送迎

六、相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行なう。

ア、日常生活動作訓練の相談、助言、及び機能訓練の相談、助言

イ、日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ、住宅改良に関する相談、助言

エ、その他必要な相談、助言

（指定通所介護事業の利用料等及び支払いの方法）

第八条 指定通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。その他の費用は以下の通りとする。

食費・ 750 円 紙オムツ・ 120 円 パット・ 80 円 レクリエーション材料費 その他医療備品等 実費

（通常の事業の実施地域）

第九条 通常の事業の実施地域は、草津市、栗東市栗東中学校区、守山市守山南中学校区の区域とする。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は実施区域を超えてから 1 キロメートルにつき 100 円とする。

（ハラスメントへの対応）

第十条 事業所は利用者又はその家族からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により職員の就業環境を害する恐れがある行為（カスタマーハラスメント）、暴言・暴力・セクシャルハラスメントについて職員の安全及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行う。

（緊急時等における対応方法）

第十一条 通所介護従事者は、指定通所介護事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族、ケアマネ、主治医に連絡をする等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第十二条 非常対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年二回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

2、非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

（指定通所介護事業の利用契約）

第十三条 本会は、指定通所介護事業の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護事業サービス利用契約書の内容に関する説明を行なった上で、利用者又はその家族と利用契約を締結するものとする。

但し、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し差し支えないものとする。

（衛生管理及び通所介護従事者の健康管理等）

第十四条 事業者は、通所介護事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的は消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2、事業所は、通所従事者に対し伝染病に関する基礎知識の習得に努めると共に、年一回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第十五条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通常介護従事者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

（個別援助計画書の作成等）

第十六条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行なうものとする。

（サービスの提供記録の記載）

第十七条 通所介護従事者は、指定通所介護事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護事業についてその他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録簿に記載するものとする。

（苦情処理）

第十八条 管理者は、提供した指定通所介護事業に関する利用者からの苦情にたいして、迅速且つ適切に対応するため、担当者をおき解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明をするものとする。

（損害賠償）

第十九条 本会は、利用者に対する指定通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。

（その他運営についての留意事項）

第二十条 事業所は通所介護従事者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- 2、通所介護従事者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
- 3、事業者は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4、この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

第二十一条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める。

（人権の擁護及び虐待の防止）

第二十二条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より改定し施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より改定し施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 16 日より改定し施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日より改定し施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より改定し施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より改定し施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より改定し施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日より改定し施行する。

この規定は、平成 30 年 12 月 20 日より改定し施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日より改定し施行する。

この規定は、令和 8 年 2 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 8 年 10 月 1 日より改定し施行する。